

北野社祠官筆頭松梅院の定着と豊臣政権

— 『北野社家日記』 禅昌記の考察 —

山澤 学

# 北野社祠官筆頭松梅院の定着と豊臣政権——『北野社家日記』禪昌記の考察——

山澤 学

はじめに

小稿は、北野社（北野天満宮、北野神社）祠官の筆頭である松梅院の社内身分が定着する過程とその特徴について、慶長三年（一五九八）八月から九月に院主禪昌が記した『北野社家日記』（以下、社家日記と略記する）に注目し、豊臣政権、ことに関白秀次の成敗および太閤秀吉の最晩年の施策と関わる松梅院の失脚と復権の経緯を考察し、解明することを目的とする。

北野社の祭祀・運営は、天台宗京都五か室門跡の一つである曼殊院（竹内門跡）を別当（社務、寺務）とし、近世には三家の祠官（社家）、すなわち松梅院、徳勝院、妙藏院によって行われてきたと言われている<sup>1)</sup>。この三家が祠官として定まった時期はこれまで明確になっておらず、とくに中世から存続する松梅院が祠官の筆頭であることも、自明のものとして、関心を寄せられることはほとんどなかった<sup>2)</sup>。

室町期には、松梅院、妙藏院のほかに貞福院、松光院、功德院、宝成院、真満院、盛輪院、永琳院など多数の祠官が見える。これらの祠官は、それぞれ当該期において京都を掌握する権力に対し、存立するための正統性の保証をしばしば求めた。言うまでもなく、室町後期における畿内の政治情勢は流動的であり、保証する政権の浮沈は、祠官それぞれの存立をも揺るがした。

例えば、將軍足利義種は永正一五年（一五一八）六月二六日、松梅院禪光に対し、北野社造営を無沙汰していた造営奉行宝成院明順から奉行職とその所管する造営料所を返付させている。返付とあるように、本来、室町期以降の造営奉行職は松梅院に帰属したが、延徳元年（一四八九）一二月三〇日以来、宝成院に補任されていた。返付の際の室町幕府奉行入連署奉書<sup>3)</sup>を次に示す。

北野宮寺造管料所和泉国大鳥庄内下条・美濃国日野郷地頭職・越前国得光保并内野嶋等奉行職事、宝成院造管無沙汰之間、被返付畢、如元全領知、可被專修造之由、所被仰下也、仍執達如件

永正十五年六月廿六日

〔坂尾貞運〕  
前近江守（花押）

〔斎藤基雄〕  
美濃守（花押）

松梅院

禅光は、將軍義種の権力に頼ることによって他の祠官が所持してきた造管奉行職・造管料所を取り返し、北野一社内での地位を保証された。ところが、松梅院禅光の社家日記<sup>〔4〕</sup>には、次に掲げる永正一八年（一五二二）三月八日条の記事がある。

三月八日、下京<sup>〔マテ〕</sup>下京物念<sup>〔縣〕</sup>、無是非者也、昨夕 公方様御逐電ニ、言語道断也、（後略）

義種は、細川高国と対立し、京都から淡路国（兵庫県）へ退去し、さらに阿波国撫養（徳島県鳴門市）へと落ち延び、翌々大永三年（一五二三）四月九日に薨じた。松梅院禅光は、このような將軍の動座を「公方様御逐電」と表現し、また、「言語道断」と感情をあらわにしたのである。禅光は、永正一八年七月六日条では、「若君様」（足利義晴）が細川高国・伊勢貞忠らによって播磨国（兵庫県）から迎えられて入洛すると、「天下太平云々」と記している。自らの地位を保証すべき政権の流動化は、祠官にとつては死活問題であった。かかる政権への依存ぶりは、足利將軍家が崩壊した後、織田信長、豊臣秀吉、そして徳川家康ら天下人の時代にも継承されていった。

ところで、社家日記と通称される北野社祠官の引付は、嘉吉元年（一四四一）、松梅院禅融（禅春）の時代から寛永四年（一六二七）一二月、松梅院禅意の時代までの分が断続的に現存している。とくに小稿が主たる検討対象とする松梅院禅昌の社家日記は、千利休切腹に関する記事など、近世成立期の社会・文化を知ることができるとして注目されてきたが<sup>〔5〕</sup>、抜け落ちていた時期がある。とくに豊臣政権期については、文禄四年（一五九五）四月二〇日から慶長三年八月一六日まで、約三年四か月の長期にわたって欠落している。もちろん、後年に散逸した可能性も否定できない。しかし、慶長三年八月一七日から始まる一冊が未刊であったこともあり、かかる欠落に関心がはらわれることはなかった。

この一冊は、後述するように、その形態を見るならば、表紙が欠損するのみで、その他は原態を保っており、社家日記として遜色はない。

そこで小稿では、かかる社家日記の残存状況に注目し、豊臣政権、ことに関白秀次の成敗および太閤秀吉の最晩年の施策のもとでの北野社祠官松梅院の失脚と復権の過程・特徴について明らかにしていきたい。まず、松梅院禪昌の社家日記が長期の中断後に再開された際の社家日記を用いて、豊臣政権を揺るがした豊臣秀次事件との関わりを確認する。次に、豊臣政権と北野社・松梅院との結びつきを検討し、さらには秀次事件の前後ならびに秀吉最晩年における松梅院の存立形態を考察する。そして、松梅院が数多くの祠官からぬきんで、近世における祠官筆頭の地位を定着させる過程とその特徴を説明していくことにしたい。

## 一、未刊の慶長三年社家日記

北野社祠官による社家日記の大半には、引付という表題が付されている。日記は、史料学的には一般に、差出者・受取者間に授受関係があつて受取者に対して効力を及ぼす文書ではなく、自己の後日の記憶に備えるために手許に書き留めておく記録に分類される。しかし、引付は、受取者を持たないものの、単なる備忘記録でなく、ある予想される相手に一定の働きかけをし、効力を及ぼす書面であり、文書と記録の中間にある史料と位置づけられている<sup>6)</sup>。

松梅院禪昌が書き記した社家日記は、天正一七年（一五八九）七月二三日に始まり、慶長一七年（一六一二）閏一〇月二六日に終わる。それらは、続群書類従完成会から史料纂集（古記録編）の期外として刊行された竹内秀雄校訂『北野社家日記』四〇六に翻刻、刊行されている。

ところが、筑波大学附属図書館には、禪昌の社家日記が一冊、未刊のまま所蔵されている<sup>7)</sup>。その巻頭には「□長三年八月・九月」と記す後の付箋がある。その内容は、慶長三年（一五九八）八月一七日から九月二九日の日記である。料紙に書状・覚書など文書の紙背を利用し、それらは切断されて大きさをある程度揃えられた形跡があるものの、法量がほとんど揃いである点は、他の社家日記と同様である。また、原態にあるべき表紙は欠いているものの、裏表紙の表の端には禪昌の筆跡で「右、付墨昏数十八枚」とある。本文は一八丁から成り、墨付を一八紙とするこの記述と符号する。しかも、裏表紙表と第一八丁裏との間のノドには筆者である禪昌の花押が割書されている。したがって、表紙を欠く以外は一冊としての体裁を保つ社家日記と言って良いだろう。

この一冊が当初、史料纂集に採録されなかった理由は、今となつては不明としか言いようがない。当初の編纂方針では、採録対象を日次記に限定し、抄録・別記・部類記の類は省略されたという<sup>(8)</sup>。『北野社家日記』七が刊行されるまで、筑波大学に現存する北野神社文書には、抄録・別記・部類記に類するもののほか、未整理であつた断簡類も相当数が残されていた。この社家日記は表紙を欠くため、断簡として扱われた可能性がある。また、第二丁表に付される東京文理科大学国史学研究室の図書ラベルに一三二号という史料番号が付されているが、同じ番号を付し、松梅院代永琳院禅慶による部類記とされて収録されなかつたと思われる社家日記<sup>(9)</sup>があることから、想像をたくましくするならば、この史料の続きと誤認されたのかもしれない。しかも、起筆は八月一七日であり、このことも断簡と見誤らせたのかもしれない。

しかし、起筆がかかる半端な日時であつたのには理由があるのである。巻頭の八月一七日条全文を次に挙げる。

八月

十七日、天気快晴、今日、北野へ松梅院安度之旨、(豊臣秀吉)大閣様方被仰出候、(豊臣秀吉)関白殿已後四年ノ間らう人仕候を、今日大閣様御煩二付御内密仕候へとて、如前々被召出候、五人御召出之衆、(前田玄以)徳善院、(石田治部少)石田治部少、(増田右衛門尉)増田右衛門尉、(長束大藏)長束大藏、(浅野弾正)浅野弾正、此衆方安度ノ折紙給候也、則、(知行)知行、如前々御朱印被下之也、(前田玄以)所司代下代葛西太兵衛方五人ノ折紙請取、御朱印ハ松田勝右衛門尉方請取也、

松梅院は、「関白殿」、つまり豊臣秀次の失脚にともない「らう人(牢人)」していたが、この日に復権して安堵された、というのである。八月一七日といえ、太閤豊臣秀吉が六二歳で薨する前日である。この日、秀吉の病中を秘するため「御内密」であるとして、松梅院へ安堵が命じられた。その実務は京都の行政・警察権を司る所司代前田玄以をはじめとする豊臣家の五奉行の「折紙」(書状)によつてなされた。

これにより、問題の社家日記の起筆が八月一七日という半端な日時であることに必然性を見出すことができる。禅昌は、所謂豊臣秀次事件に連座し、牢人していた。秀次が京都の居城である聚楽第から紀伊国高野山へ移つたのは文禄四年(一五九五)七月八日であり、同月一五日には切腹している。高野山金剛峯寺(青巖寺)の柳之間は、彼が自裁した場であると伝えられている。松梅院は、それ以降、四年(正確には約三年)の月日を経て復権し、社家日記の執筆を再開したのである。

禅昌の社家日記を見ると、慶長三年以前は、文禄四年四月一九日を最後の日記としている。天正一七年から文禄四年までの社家日記では、

禪昌は宰相とも呼ばれており、松梅院主は父の禪永であった。祖父禪興も存命で、松梅院隠居として登場する。また、大叔父に禪祐、叔父に禪昭があり、禪祐は祠官妙藏院の主であった。この五人のみが「社家衆」「祠官衆」と称され、北野社の祭祀・運営を行っていた。一方、慶長三年八、九月の社家日記では、松梅院主が日記の書き手である禪昌に代替りしたものの、牢人前と同様に祠官を五人としている。また、その八月二四日条には、松梅院の牢人中に妙藏院禪祐が法華堂の参銭を横領していたという記事があり、禪昌らが牢人中には、妙藏院禪祐が北野社の祭祀・運営の中心にいたと見られる。

松梅院禪昌の社家日記が文禄四年四月二〇日から慶長三年八月一六日までの間を欠くのは散逸したためではない。禪昌が北野社から放たれ牢人していたためである。慶長三年八、九月の社家日記は、牢人から祠官へと復権した、まさにその時の記録ということになる。しかも、牢人した原因は、豊臣政権との関係、ことに豊臣秀次事件と豊臣秀吉最晩年の情勢と関連させてとらえなければなるまい。

## 二、豊臣政権と北野社・松梅院

次に、豊臣政権と北野社および松梅院との関係を確認する。

竹内秀雄<sup>(10)</sup>によれば、豊臣秀吉は「北野崇敬の第一人者」である。その理由としては、次の事例が挙げられている。天正一五年（一五八七）一〇月一日に「大茶会」、すなわち北野大茶湯を松原で興行し、所蔵する小文琳の茶入と、米千石を奉納した<sup>(11)</sup>。また、翌一六年六月二〇日には、秀吉の母であり、病床にあった大政所の延命を祈願し、本復したならば奉加として一万石を寄進し、三か年でも、二か年でも、はたまた三〇日でも延命するよう立願した<sup>(12)</sup>。さらに、文禄二年（一五九三）五月の朝鮮出兵にさいし、天神の縁日である二五日に、勝利のうえは洛中そのほか近国の歌道達者により千句連歌を執行させ、伽藍を造営することを誓う願文を木食応其に著させ、奉納した<sup>(13)</sup>。秀吉だけでなく、秀吉の正室おね（北政所）をはじめ、弟秀長およびその養子秀保、秀吉養子の秀次、秀勝、小早川秀秋、養女の嫁す宇喜多秀家、そして嗣子秀頼は、たびたび北野社に参詣したり、奉加を寄せたりしていたことが『北野社家日記』に散見する。

両者の関係は、織田信長が急死した本能寺の変の後に深まる。天正一二年（一五八四）に、豊臣政権の所司代前田玄以は、次の書状<sup>(14)</sup>を出している。禪昌の父松梅院禪永に対して発給されたものと見られる。

北野境内夫役事、従前々不及其沙汰之旨、承届候之間、自今以後も令免除候上、弥無懈怠社頭掃除其外神用等、可被相違候、恐々謹言

天正十二

民部卿法印

九月三日

玄以(花押影)

松梅院

これは松梅院に対し、北野境内の夫役の免除を安堵し、代わりに社頭の掃除、その他の神用を怠らぬよう命じた文書である。天正一八年(一五九〇)五月二十六日には、竹内門跡良想法親王に対し、「御代々証文旨」に任せ、別当職を安堵した<sup>(15)</sup>。豊臣政権は、足利將軍家・織田信長以来の權益をたびたび安堵し、また、新たな權益も付与した。天正一七年(一五八九)と推定される三月一日付の豊臣秀吉朱印状写<sup>(16)</sup>を次に掲げる。

大政所殿立願之八木之事、重而被 仰出、渡被遣之訖、早々請取、造営急可相調候、於<sup>(17)</sup>由断候、追而渡被下間敷候也

三月十日

御朱印

北野

惣中

秀吉は、既述したように、前年から臥せっている大政所の快癒を立願するために米一万石を寄進した。この朱印状では、その旨を再度、北野惣中に対し伝達するとともに、この米によって社殿の「造営」をも命じている。この社殿がいずれの建造物かは未詳であるが、翌一八年九月一〇日付の前田玄以書状<sup>(17)</sup>で、「大工・大鋸・檜皮師・其外諸職人」が先規より「大工所」といって「恣」にしていることは曲事であり、任用は「勝手次第」であると北野松梅院(禪永)に下命していることから、実際の作事が行われていたと推量されよう。

天正一七年一二月一日には、社家に対し境内の地子免許について朱印状<sup>(18)</sup>を発給している。また、同一九年(一五九一)には、御土居の建設にとまなう屋敷替、境内・境外の検地が行われている。御土居の敷地から立ち退く宮仕に対し、西院の内二石三斗六升を替地とすることを朱印

状によつて保証したが<sup>(19)</sup>、そのうえで松梅院宛てに次の知行目録<sup>(20)</sup>を發給している。

知行方目録

一、百石

大藪

一、百四石四斗六升

西京

一、九拾六石

雲林院上野

一、百八拾九石貳斗

上賀茂

一、七拾三石九斗貳升

西院村内

所々土居堀成并屋敷成替

一、卅七石六斗三升

同村内

境内屋敷成之替

合六百貳石

右、全可社納候也

天正一九年九月廿三日

(朱印)

松梅院

社家日記<sup>(21)</sup>九月一九日条によれば、この替地分を含む知行の所管をめぐつて、松梅院と竹内門跡良恕法親王との間で公事が生じていた。松梅院は、所司代前田玄以に対し、「先年より松梅院取来」、あるいは「松梅院一円存来」と主張し、とくに替地、境内の家地子・巷所などの権限を確認し、その結果として、この知行方目録は松梅院禪永が受け取ることに決した。豊臣政権は、松梅院に対し北野社祠官の筆頭としての地位を認めたことになる。

このように、豊臣政権は足利將軍以来の「御代々之証文」にならつて既得權益を保証するとともに、一族による崇敬の対象として、立願・寄

進を行っていた。松梅院禪永は、北野社を代表する祠官として、立願に応ずる祈禱や、奉加による「造営」に携わった。松梅院は、豊臣政権との親和性を有するに至ったのである。

### 三、松梅院の秀次事件後の牢人と秀吉最晩年の復権

しかし、豊臣政権との親和性は松梅院に悲劇を引き起こす。文禄四年（一五九五）から慶長三年（一五九八）の間の牢人である。次に、関白豊臣秀次事件を挟んでの松梅院の動向を考察する。

近年、豊臣秀次事件についての研究の前進ぶりは目覚ましいが、松梅院の問題に言及しているのは藤田恒春<sup>(22)</sup>のみである。藤田は、松梅院禪昌の女子であるおさこが豊臣秀次の側室の一人で、兩人の間に一子を授かっていたが、秀次事件によって母子ともに処刑され、禪昌とその肉親も逐電したと指摘する。ただし、おさこは、禪昌の社家日記<sup>(23)</sup>慶長九年（一六〇四）二月二十五日条によれば「我等おは<sup>(叔母)</sup>」であり、正しくは祖父禪興の女子、父禪永の姉か妹と改めなければならぬ。

この姻戚関係から類推するならば、松梅院と関白秀次との間には親密な関係があったとしか考えようがない。ところが、秀次と松梅院禪興・禪永・禪昌との蜜月ぶりを明解に示す文書は見当たらない。

関白秀次が松梅院に対して発給した文書は、天正二〇年（一五九二）七月一四日の「所々御りうくはんの事」という事書に始まる願文<sup>(24)</sup>のみしか、なぜか現存していない。これは、大政所の「わつらい」にさいし、諸寺社に祈禱を命ずるもので、大政所が「ほんふく」（本復）したならば「ほうか」（奉加）としてそれぞれ一〇〇〇貫文を寄進することを表明するものであった。対象とされた寺社は、五番目に挙げられる「きたの」（北野社）のほか、「きよみつ」（清水寺）、「あたこ」（愛宕）、「くらま」（鞍馬寺）、「やはた」（石清水八幡宮）、「いせないくう」（伊勢内宮）、「いせけくう」（伊勢外宮）、「たか」（多賀社）、「かすか」（春日社）、「いなり」（伏見稲荷社）、「すみよし」（住吉社）、「きおん」（祇園社）、「しもかも」（下鴨社）、「かみかも」（上賀茂社）、「かうやさんたいとうこんりう」（高野山大塔建立）の一五か所を数える。ここでは、北野社だけが特別視されていない。

跡部信<sup>(25)</sup>をはじめとする近年の研究によれば、秀次政権は政治的実権をもつ政権としての評価が定まってきた。なかでも堀越祐一<sup>(26)</sup>によれば、

豊臣秀次は、天正一九年（一五九一）一月二八日に秀吉から関白職・豊臣氏長者を継承し、官位叙任の朝廷への推挙権、関白蔵入地の管理権などを得た。堀越は、これによって、絶対者秀吉に極度に収斂していく政権から、太閤と関白が並立する政治体制が構築されたとする。これに対し、矢部健太郎<sup>(27)</sup>は、秀吉と秀次の関係は並立ではなく、あくまで縦列であったとしている。この願文も豊臣氏長者として発したものと見られるが、養父である太閤秀吉の意志の有無については、関連する史料もなく、判断は保留せざるを得ない。

現存する禅昌の社家日記においては、松梅院と関白秀次との交流の様子が若干は見受けられる。社家日記<sup>(28)</sup>文禄四年四月一六日条の記事が参考になる。次に掲げる。

十六日、（中略）紹巴より禅興へ人給、関白様ヨリ仰被出候<sup>(注)</sup>講之本住被遊候へと被仰候、就其、当社ノいわれを御尋候、（後略）

謡は、当時の公家・武家の教養の一つである。秀次が関白として教養を得るさいに、連歌師里村紹巴や岳父たる松梅院禅興を頼っていたことがうかがえる。言うまでもなく、紹巴は北野社および松梅院に出入りする当代最高の連歌師であり、松梅院をはじめとする祠官もまた、北野社における法楽連歌の担い手であり、名手であった。秀次は、連歌をめぐる当時一流の交流にも参与したのである。

次に、松梅院牢人の原因となった秀次事件の経緯を見てみよう。宮仕日記の抄出と見られる「北野日記」<sup>(29)</sup>文禄四年七月八日条には次の記事が見える。

八日、己卯、於加茂中大路甚介<sup>(30)</sup>ニ、連歌有り、廿疋樽ス也、出座<sup>(31)</sup>ス半、同八日、聚楽・伏見之不慮之儀、能門方一書申越シ候ニより、三之ウラ方一二付ニて相果し、各罷立、拙子も京衆と同道し、京口迄連立、夫方一人帰ル、迎之者共跡ヲ帰ル

この宮仕は、賀茂社社家の中大路甚助家での連歌に参加している最中に、「聚楽」（関白秀次）と「伏見」（太閤秀吉）との間に生じた「不慮之儀」を宮仕能門から知らされた。「不慮之儀」とは、もちろん秀次の高野山への移徙である。連歌への参加者にとって相当大きな衝撃であったと見られ、連歌は途中で中止され、みな早々に帰宅している。不穏な情勢をみな看取していたことがうかがえる。

秀次は、出京から七日後の一五日に高野山で切腹した。矢部健太郎<sup>(30)</sup>は、この切腹を秀吉の命によるものではなく、秀次自身の意志によるものとし、そのために混乱が拡がったと指摘する。豊臣秀次切腹伴衆・処罰衆等注文写<sup>(31)</sup>によれば、上様（豊臣秀次）が自らの自刃の前に介錯した「関白御腹之御友衆」として、小姓山本主殿・山田三十郎・不破万作の三人の他に「竜音西当<sup>(32)</sup>」、すなわち虎岩玄隆がいた<sup>(32)</sup>。虎岩玄隆は東福寺南昌院主であるが、同院は秀次が開いた寺院である。秀次が帰依する僧侶も殉死していたのである。

また、この注文中の「関白様就御切腹ニ被仰出候之切腹之衆」には、「名字忘候藏人殿<sup>(33)</sup>」とある。藤田恒春<sup>(33)</sup>によれば、「北野」で果てたのは、尾張国星崎城主で、側室おたつの父であった山口半左衛門重勝（松雲）である。おたつは、秀次の男子「御百様」をもうけていた。山口重勝は、秀吉の命により、七月二十八日に「北野」辺で切腹した。

秀次の妻妾の父が処断された例は他にもある。右大臣菊亭晴季は、七月二十五日に秀吉から越後国（新潟県）への遠流を命じられた。その理由は、神道家吉田家当主兼見の日記である「兼見卿記」<sup>(34)</sup>によれば、「今度息女一ノ台之儀ニ付」、すなわち晴季の女子が秀次の御台所であったためである。晴季に「当時此一人、公儀諸事取沙汰也、公私大切之仁也」と好評価を下す吉田兼見は、二六日の発足前に細川幽斎とともに「見舞」に向かったが叶わず、「無是非次第也」と嘆息を漏らしている。

「兼見卿記」には、同じ二六日に、秀次家臣木村常陸介重茲の女房と息女が三条河原で成敗されたことも記録されている。女房と、四日前の二二日に法華堂で切腹した一六歳の嫡男とは梟首され、一三歳の息女は「ハツケ」（磔）にかけられた。

そして、八月二日に秀次の妻妾三四人・子女三人が三条河原で処刑された。豊臣秀次妾衆車注文<sup>(35)</sup>によれば、七輦の車のうち「一番之車」に「せうはい殿御子おさこさま廿八、この御子御ミヤ様一つ」の姿があった。おさこは「さ衣のかさねのつまのためなれハ残らて身衆閑嬉しからまし」なる辞世の句を残している<sup>(36)</sup>。

八月一五日には、松梅院にも出入りする連歌師里村紹巴が近江国（滋賀県）三井寺に隠遁させられた。吉田兼見は「今度 殿下御扶助之子細在之」<sup>(37)</sup>と記しており、紹巴もまた秀次事件に連座したのであった。翌一六日付、薩摩配流中の近衛信輔に宛てられた近衛前久書状写<sup>(38)</sup>には、「紹巴も秀次へさし出知行なと取候曲事之由候て、かたひら一にてをいうしなハれ候と申候、昌叱も定迷惑可申候かと申候」とある。

このように、秀次の妻子・家臣だけでなく、その姻戚、親しき者たちが厳しく処断されていった。宮仕の「北野日記」文禄四年八月一五日条には、次の記事がある。

十五日、丙戌、松梅院放火せらるるとて、以外二さわく、子細者重て可書也

重ねて書くべき子細とは、秀次事件との関係であろう。里村紹巴が隠遁させられたその日に、松梅院が放火されるといふ風評が立っていた。おそらくは、松梅院もまた、秀次の姻戚として処罰されるものと騒がれていたのである。そして、「兼見卿記」八月二四日条には、次のような伝聞が記されることになる。

伝聞、北野松梅院一類悉令逐電云々、今度息女故也、不慮之仕合也

吉田兼見に、秀吉の処罰を怖れた「松梅院一類」がみな逐電してしまったと伝えられた。三年に及ぶ松梅院の牢人の始まりである。禅昌の社家日記<sup>(39)</sup>慶長九年（一六〇四）二月二五日条には、次の記事が掲げられている。

文禄四年<sup>（一六〇五）</sup>閏白<sup>（秀次）</sup>様高野<sup>（慶長）</sup>にて御はらめし、其後、我等おはなとに若君御座候とて、悉三条川原にて太閤様より御せいはい也、其故二松梅院も〇三年ノ八月迄<sup>（慶長）</sup>牢々仕、此間ノ補任ニ無神判、御正台<sup>（秀吉）</sup>ノ裏判なと無之候

松梅院の牢人中には、松梅院がなすべき北野社内の補任状への神判や御正体への裏判などが行われなくなり、異常な事態が生じた。まさに松梅院空位時代が到来した<sup>(40)</sup>。既述したように、その間は妙藏院禅祐が祠官として祭祀・運営にあたっていたようである。禅祐は禅永・おさことは兄弟のほずであるが、連座しなかったことになる。禅昌の社家日記<sup>(41)</sup>慶長六年（一六〇一）正月三〇日条によれば、禅興が死んだ際に「出家ハ親計ノけかれ候、祖父なとにハ一切無之、妙藏院ハ他家ニ被成候故けかれ無之候」とあり、妙藏院主はあくまでも松梅院とは他家として扱われていたためと見られる。

では、松梅院の復権はどのようになされたのであろうか。相国寺西笑承兌の書状案<sup>(42)</sup>によれば、慶長三年二月に秀次の侍医であった曲直瀬正紹（玄朔・道三養子）が秀次事件に連座して命じられていた謹慎を解かれ、「出入自由」となった。しかも、この赦免は里村紹巴と同様と記さ

れている。秀吉が薨する半年前になってようやく、里村紹巴や曲直瀬正紹らの復権が実現した。秀次事件後の異常な事態からの回復が開始されたことになる。

そして、秀吉の死の前日に、松梅院は禅昌を新院主とし、復権がなされた。復権当日の一七日には、五奉行の「折紙」と、秀吉の朱印状とが松梅院宛てに発給された。次の知行目録<sup>(43)</sup>が後者の朱印状に相当する。

知行方目録之事

- 一、八拾七石三斗壹升 越前 上野村
- 一、八拾九石八斗 同 大藪村
- 一、參拾四石五斗六升 同 下鴨
- 一、四拾六石九斗六升 同 西院
- 一、六拾四石六斗 同 上賀茂
- 一、七拾五石壹斗三升 同 柳原
- 一、九拾三石六斗參升 同 西京
- 合五百石

右、令扶助訖、全可領知候也

慶長參年八月十七日 (朱印)

北野

松梅院

禅昌は二〇日に所司代下代の葛西長弘に伴われて北野へ向かい、家屋敷を受け取った。このとき、宮仕をはじめ北野社の者たちが出迎えたという。翌々二二日に家の屋根葺きをし、九月一日にこの屋敷を「本家」とした。同月一七日には「太閤様ヨリ寺々へ御ゆひ言之八木」が下行さ

れた。禪昌は、一〇月一五日付で三職、すなわち御殿大預職・神事奉行職・公文職を補任された。翌一六日には、竹内門跡が求めていた前例のない代替の礼として、三職補任の御礼を名目に曼殊院へ出仕した。

このように、秀次事件で牢人した「松梅院一類」は北野社祠官として復権し、禪昌が正式に院主となった。秀吉による秀次事件への連座による処罰は、こうして撤回されたのである。

しかし、このような転回を見せたのは、「松梅院一類」に対する措置だけではなかった。この前日、一六日には、秀吉が建立し慶長元年（一五九六）の大地震で損傷した方広寺大仏の代わりとして遷された信濃国（長野県）善光寺の善光寺如来が送り返されることになった。公家山科言経は「言経卿記」<sup>(44)</sup>慶長三年八月一六日条に次のように記している。

一、善光寺如来、今日申刻二自 太閤本国<sup>(45)</sup>へ可有之由、御朱印有之云々、明朝也云々、入夜、冷・阿茶丸<sup>(46)</sup>等参詣了、後刻北向参詣了、夜半過帰宅了、貴賤群衆也云々

秀吉の死の直前には、松梅院をはじめ秀次事件に連座した者の復権がなされていたが、それだけではない。秀吉の夢想により、なかば強引に遷されていた善光寺如来が突如として本国へ戻されることになった。それを知った貴賤は、言経の子である言緒ら家族をはじめ、如来に群参したという。この善光寺如来の一件においても、秀吉の朱印状が発給されていたと記されており、秀吉がこれまでの態度を改めたように見受けられる。

しかし、これらの決定は、果たして秀吉の命であったのであろうか。そもそも八月一八日の秀吉の死は伏せられていた。死の七日後である八月二五日に、朝鮮出兵を収拾するために、秀吉の朱印状が発給されたことはよく知られている<sup>(47)</sup>。朱印状は、本人不在でも発給が可能であった。松梅院を復権させた秀吉朱印の知行目録についても、死の前日の発給とはいえ、本人の意志によるものか否か、はなはだ疑問が残る。

既述したように、松梅院の復権時に、具体的に指示を出していたのは五奉行である。このときの知行目録の発給をはじめとする松梅院の赦免、善光寺如来の帰座などは、秀吉ではなく、五奉行の意志によるものであった可能性が指摘しなければなるまい。それは、秀次事件の最終的な決着とも言え、秀次事件以来の秀吉による無理のある処断は撤回された。秀次事件後に始まる異常事態の収拾は、秀吉の最晩年に五奉行によって

計られたと考えられる。

#### 四、祠官筆頭松梅院の定着

それでは、北野社の祠官、とくに松梅院は、豊臣秀吉・秀次との関わりの中で、どのように変貌したのであるか。最後にこの点を考察する。そもそも北野社の祠官については、北野神社社務所が刊行した『北野誌』<sup>(46)</sup>の理解が一般に用いられている。すなわち、別当職にある曼殊院宮のもと、法体で奉仕する世襲の三家、すなわち松梅院・徳勝院・妙藏院とされている。同書によれば、筆頭たる松梅院の始まりは寛弘元年（一〇〇四）一〇月二一日、一条天皇の行幸のときとされる。その際に、菅原道真の五世孫、道真長男高視の曾孫である従五位菅原熙行が召し出され、社務神事奉行職に補任され、祭祀を司ることになったとある。熙行の子孫は堂上菅家の猶子となり、得度のさいには曼殊院宮を戒師として相続してきたという。松梅院は、神事奉行職とともに神殿大預職・公文職を世襲し、その僧職は、曼殊院宮の執奏を経て権律師法橋より進み、権大僧都法印に叙せられることを例としたとされている。

しかし、この説明は、社家日記や北野神社文書を見る限り検討を要する。山本隆志<sup>(47)</sup>は、室町期の祠官の地位を見る指標として足利將軍家御師職のあり方に注目することにより、建武三年（一三三六）に足利尊氏・直義によって御師職に補任された石見法印禪陽と助法眼守慶が祠官の起源であり、以後、両者とそれらの系統が対立、競合したものの、観応三年（一三五二）に守慶系の祠官光蘭院が没落し、至徳年間（一三八四～八七）に禪陽の子とされる松梅院禪嚴が「奉行職」<sup>(48)</sup>を獲得したことを明らかにした。山田雄司<sup>(49)</sup>は、北野社の將軍家御師職が尊氏によって京都とその周辺の諸社に先行して成立し、幕府との関係を強めたとする。三枝暁子<sup>(50)</sup>は、禪嚴を院主とする松梅院の初出は明德二年（一三九一）と推定される年欠七月二九日付の室町幕府奉行人松田貞秀書状写であると指摘する。佐々木創<sup>(51)</sup>は、永正年間（一五〇四～二一）の禪光に至る松梅院歴代のあり方を綿密に解明し、松梅院、庶流盛輪院・蓮浄坊、松梅院禪親改易後に禪盛が松梅院主となる密乗院ら祠官の系譜を復元する。これらの祠官は、鍋田英水子<sup>(52)</sup>が松梅院禪光の父禪予の時代を中心として明らかにしたように、「一社」と呼称される集団を形成していた。ここでは、一社構成員全員が連署する書状写<sup>(53)</sup>や、永正一五年（一五一八）と見られる「一社名帳」<sup>(54)</sup>と題する書上から、永正年間における一社を見てみることにする（表参照）。一社の員数は、時期によって変動するが、永正年間については一六人を定員としていたと見られる。また、そ

表 永正年間（1504～21）北野社一社の祠官

永正9年（1512） 2月24日	永正10年（1513） 正月23日	永正15年（1518）
（永琳院）禪慶	（貞福院）禪惠	密乘院禪勝（執行）
（貞福院）禪惠	（永琳院）禪慶	宝成院明順（前執行）
（密藏院）慶世	（宝成院）明順	密藏院慶世（前執行）
（盛輪院）禪任	（密藏院）慶世	松観院禪任（前執行）
（真満院）明祇	（松観院）禪任	真満院明祇（前執行）
（密乘院）禪勝	（真満院）明祇	光蘭院公慶
（光蘭院）公慶	（密乘院）禪勝	勝蔵坊玄禪
（勝蔵坊）玄禪	（光蘭院）公慶	松梅院禪光
（貞福院）禪応	（勝蔵坊）玄禪	貞福院禪応
（永琳院）禪寧	（貞福院）禪応	永琳院禪寧
（大蔵卿）禪元	（永琳院）禪寧	大蔵卿禪元
（梅香院）承舜	（大蔵卿）禪元	梅香院承舜
（松光院）専慶	（梅香院）承舜	松光院専慶
（欠員）	（松光院）専慶	蓮浄坊禪養
（蓮浄坊）禪養	（蓮浄坊）禪養	竜泉院明延
（竜泉院）明延	（竜泉院）明延	盛輪院禪秀

註）「引付（康正三年丁丑社家条々引付）」・永正15「一社名帳」により作成。

永正9年は妙蔵院祐嘉（宝成院門弟）が正月に器盗人として捕縛されたため、1名欠員。また、同15年「一社名帳」に一社はその員数が「十六人」とあり、その員数外である政所花徳院光世の名も記されている。

禪昌の祖父で、禪光の後継者である禪興の場合も、当初の地位は不安定であったと見られる。禪興は、一二歳から一三歳のときに「八瀬せいくわう院殿」の御供をし牢籠した時期がある<sup>(55)</sup>。清光院とは、將軍家奉公衆三淵晴員姉の佐子局である。設楽薫<sup>(56)</sup>によれば、佐子局は、將軍足利義晴の養育にあたったと推定され、義晴が將軍職を襲うと、訴訟を取り次ぎ、介入するなど政治的影響力をもっていた女房衆の一人である。天文三年（一五三四）、

の中では執行を上位とし、序列が存在していたようである。このうち上位の六人は、一和尚・二和尚・寺主（二人）・都維那（二人）から成る六綱と称され<sup>(55)</sup>、正月一四日に禁裏・仙洞・撰閤家・西園寺家・將軍家・別当などへ贈る巻数の祈禱分担者、法華堂御汁菜の役者などとなる。この集団は「祠官中」「社家中」などとも称されているので、一社とは明らかに祠官（社家）の集団であり、当該期には一六人の祠官から成っていたことになる。しかし、永正九年（一五一一）・一〇年（一五一三）時点の祠官には、存在するはずの松梅院禪光が含まれていない。

松梅院禪光は、幼名を梅寿丸と言ひ、文亀二年（一五〇二）二月一三日に將軍足利義澄の袖判御教書<sup>(56)</sup>によって奉行職・御師職を継承し、院主となっていた。禪光の前の院主は、その実兄禪尊（春松丸）であったが<sup>(57)</sup>、夭折するまで、少なくとも文亀元年（一五〇一）二月二八日まででは永琳院禪慶が奉行代・御師代・松梅院代として活動していた。禪光は、代替りした後、遅くとも永正元年には文書を発給しているが<sup>(58)</sup>、

文亀三年（一五〇三）には密乘院禪照が松梅院梅寿丸代と名乗って活動しており、その後も一社を構成する祠官の員数外とされていたことになる。しかし、「一社名帳」にあるように、遅くとも永正一五年には一社の員数に含まれるようになった。とはいえ、一社内では六綱にも数えられず、その一社内における地位は相対的に低かった。

近衛家からの御台所の興入れ後に御所を退出し、八瀬に隠棲して清光院と称したという。禪興の社家日記には、禪興が清光院のもとに親しく出入りする記事が散見される。また、禪興には、弟に松千代丸（後の禪祐）がいたが、天文四年（一五三五）から六年（一五三七）ごろと見られる年欠一二月二日付の密藏院雜掌重定書状<sup>(61)</sup>には、「号禪光跡目、松千世代境内相触云々」とある。後継者である禪興を押しつけ<sup>(62)</sup>、松千代丸の代官を名乗り、しかも松千代丸を禪光の後継者と偽る祠官がいたようである。

このように、禪光も、禪興も、北野社内での地位は不安定であったとしか言いようがない。しかし、不安定であったのは他の祠官も同じであった。後継者の不在により、または罪科により断絶することも少なくなかった。

松梅院とともに幕末維新期まで続く妙藏院について見てみることにする。妙藏院は、『北野誌』によれば、天曆元年（九四七）六月九日に多治比文子、近江国比良宮禰宜神良種と合力して北野の神殿を造立した朝日寺別当最珍の後裔とされ、神殿職・公文職を世襲し、禁裏御師職も預かったことから勅願所と称されたとある。

しかし、妙藏院は、前掲の表にも示したように、永正九年（一五一一）に妙藏院祐嘉（宝成院門弟）が正月の器盗人として捕縛され、祠官からも除名され、中絶している。禪興の社家日記<sup>(63)</sup>永祿三年（一五六〇）一二月一三日条によれば、妙藏院は、松梅院禪光の代にはじめ宝持坊と称したとあり、禪乗の名が見える。同条には宝持坊がその後に妙藏院と名乗ったとある。宝持坊禪乗は、ある時点で、中絶していた妙藏院の職を継承したと見るのが妥当であろう。

その妙藏院禪乗は、松梅院の「門弟」を後継者として迎え、宝持坊と名乗らさせる。この門弟とは、禪興の弟松千代丸である。宝持坊松千代丸は、永祿三年（一五六〇）一〇月一日に三綱を補任され、禪祐と名乗る。禪祐は、このとき六歳であった。六歳児に三綱を補任するに際しては異論があったが、禪興は、「禪之字付上者、可被出也」と述べ、強行な態度をとった。社家日記の中で、「禪之字」を付けるものは「当院一」であり、「他の門弟二不可有之」と述べている。妙藏院は、禪祐の継承によって、同族結合たる「松梅院一類」に併呑されたのである。

禁裏御師職については、『北野誌』が述べるように、宝持坊ないし妙藏院がはじめから有していたとは思えない。後奈良天皇輪旨写<sup>(64)</sup>によれば、祠官の盛輪院禪秀は、天文二二年（一五五三）六月八日に禁裏御師職に補任され、真満院・妙藏院などの坊地・坊領、所々に散在する買得地などの当知行を安堵されて、「皇家之再興」を祈念するよう命じられている。ところが、翌々二四年八月二日付の後奈良天皇輪旨写<sup>(65)</sup>によれば、禁裏御師職が数代にわたって真満院に相承され、同院主であった故明祇法印が妙藏院を兼帯して以来、坊地・坊領も同院の当知行となったという

事実が明白になったという。真満院・妙藏院が退転したと盛輪院禪秀が偽っていたことも露顕し、二年前の繪旨は棄破された。そして、これらの職は妙藏院に譲られることになった。それは弘治三年（一五五七）になって正式に盛輪院禪秀から妙藏院主の松千代丸に譲り渡された。次の弘治三年二月一六日盛輪院禪秀讓狀<sup>(66)</sup>はその讓渡時の文書である。

盛輪院領并真満院同、妙藏院□、禁裏様御師職等事、偷旨<sup>(67)</sup>其外公方御下知数通証文相副、令讓与処状如件

盛輪院

弘治参年二月十六日

禪秀（花押）

松千代丸殿

なお、盛輪院禪秀は、執行青松院禪充とともに、この年の一二月三〇日、柏御供をめぐる「さいくわ<sup>(67)</sup>」によって、三好長慶から闕官を命じられている<sup>(67)</sup>。これにより妙藏院は、盛輪院・真満院の諸職をすべて統合して所持することになり、はじめて禁裏御師職となったのである<sup>(68)</sup>。

祠官の統廃合は、以後、相当進んだようである。禪興の子である禪永の代には、豊臣政権が境内の検地を実施するさいに、中絶した祠官宝成院の屋敷の措置が問題になっている。禪昌は社家日記<sup>(69)</sup>天正一九年（一五九一）三月四日条に、「玄以法印へ参候へ者、（中略）是非共宝成院二跡目、我等弟をすへ申たきと申候へ者、かつてん<sup>(70)</sup>にて、（中略）宝成院と申をはやくしたて申との義候、茶屋のうしろ迄屋敷二給之由被仰出候」と記しており、宝成院の跡職も「松梅院一類」によって復活させようとしていたようである。社家日記<sup>(70)</sup>慶長九年（一六〇四）一二月二五日条に見える松梅院の一円知行分には、「玉蔵」（玉蔵院）、「せいせいゐん」（青松院）、「成輪院」（盛輪院）、「宝成院」の屋敷が含まれており、これらの祠官の職を既に併呑していたことがわかる。

その結果、秀次事件直前の社家日記<sup>(71)</sup>文祿四年（一五九五）正月一四日条によれば、「社家五人」、すなわち祠官は五人に集約されていた。この五人とは、同日条から判断すれば、禪興（松梅院隠居、禪昌祖父）、禪祐（妙藏院、禪昌大叔父）、禪昭（禪昌叔父）、「当坊」（松梅院禪永、禪昌父）、「我等」（禪昌）である。すなわち祠官は、松梅院禪興の「一類」に完全に集約された。北野社の祭祀・運営は、松梅院の同族結合を基盤とするようになったのである。松梅院にとっては、我が世の春を迎えたといってもいいだろう。

しかし、「松梅院一類」は潰滅しかねない事件に巻き込まれた。豊臣秀次事件への連座である。前節で見たように、松梅院隠居禪興、院主禪永、そして宰相禪昌は「逐電」し、「一類」でありながら幸いにも他家として扱われたと見られる妙藏院禪祐が祠官として北野社の祭祀・運営を取り仕切ることになる。

とはいえ、秀吉最晩年に五奉行が推し進めた秀次事件以来の施策の撤回によって、「松梅院一類」は復権し、院主は禪昌へと代替りする。復権後の禪昌は、その社家日記を記す際に、巻末には花押を据えるように変化している。また、別当である竹内門跡良恕法親王とその配下の目代、あるいは宮仕らとたびたび争い、ときには公事へと発展させていく。

門跡との争論に際しては、社家日記<sup>(72)</sup>に次のような禪昌の主張が記録されている。

竹内門跡と松梅院とハ両<sup>(6)</sup>わニ万事を仕申事候、竹内門跡ハ御社務、松梅院ハ神事奉行之義候故、万北野ニテハ奉行申付事多候、北野ハ奉行次第之事候

近衛<sup>(67)</sup>様方御使ニテ被<sup>(8)</sup>候、竹内門跡方ノ取計被仰候、松梅院カ北野カ、竹門ノ北野カと御尋候間、天神ノ北野ニテ候、竹内ハ時之御寺務、松梅院ハ天神始当社松梅院神事奉行ニテ万申し付け候由返答申、尤之由御意ニテ候

松梅院が竹内門跡と両輪、すなわち対等な存在であり、しかも北野社を実際に支配するのは神事奉行である松梅院であり、北野社は松梅院次第である。また、松梅院の北野か、曼殊院の北野かという門跡側の問いは不合理であり、「天神ノ北野」である。竹内門跡は時の寺務、松梅院は天神が始まって以来の神事奉行でしかない。松梅院が北野社を取り仕切る唯一至高の祠官であると怪気炎を揚げる。禪昌は、社家日記<sup>(73)</sup>慶長九年一月二十五日条でも、「松梅院と申者ハ天神方松梅と申字」、そして神判を預けられた祠官であるとの由緒を書き上げている。

宮仕に対して、祠官とは異なる地位にあることを主張する。「当坊ハ院家、宮仕は承仕ニテ候故、別堂<sup>(9)</sup>ノ儀也、昔ハ当坊家ノ円<sup>(10)</sup>まで漸あけ申<sup>(74)</sup>とし、宮仕より上位の社内身分にあることを堅持する。また、罪を犯した際も、「社僧など曲事有之者をハ<sup>(11)</sup>けつくわんと申、宮仕・神人をハ<sup>(12)</sup>さいくわと申<sup>(75)</sup>」というように、祠官と宮仕とは扱いが異なることを主張するのである。

このように、豊臣秀次事件への連座を経て復権した松梅院禅昌は、「松梅院一類」をとりまとめる祠官の筆頭として自覚し、北野社内における絶対的身分を主張し、確立させた。それは、豊臣秀次事件に連座し、潰滅しかけたことに対する危機感の裏返しとも言えるだろう。

この後の動きも見ておこう。禅昌祖父の隠居禅興は、慶長六年（一六〇一）正月三〇日に没した<sup>(76)</sup>。その「知行・藪など」は、松梅院に返付された<sup>(77)</sup>。また、大叔父である妙藏院禅祐も、同年四月一八日に没した。ただし、禅祐の死は尋常でなく、四人の宮仕による暗殺であった。出家日記<sup>(78)</sup>の同日条を次に挙げる。

一、今夜五つ時、妙藏院花見二一類同道にて被参候所へ、宮仕ノ内能椿・能森・能任・能氏、勘四郎・さ、弥二郎・善藏主・市十郎・三五郎跡方をしかけ参、喧嘩ノ様二仕かけ、妙藏院をきりころし、其外禅昭・禅智・会所坊主春朝・半右衛門・金十郎・安斎・半右衛門・若堂、此者何も手おい申候、則、当坊伏見方帰、北野中ノ者召つれ出候へ者、はや悉にけたる跡にて無是非候、（後略）

このような事件が生じたのは、社内身分を高めた「松梅院一類」に対し、宮仕が不満をもっていたためであると思われる。妙藏院は、禅祐の遺児禅智によって間もなく継承された。

禅昌弟の禅春も祠官となった。慶長七年（一六〇二）一月二十九日に泉涌寺へ入寺した弟が禅春と思われる<sup>(79)</sup>。禅春は、慶長一二年（一六〇七）九月一〇日に曼殊院良恕法親王から権都維那職を補任されている<sup>(80)</sup>。

禅昌の嫡子禅意は、慶長八年（一六〇三）正月八日に八歳とある。禅昌最後の出家日記<sup>(81)</sup>は、慶長一六年（一六一一）一二月二六日に起筆され、翌一七年三月七日に中断、そして閏一〇月二六日の一日のみ書き加えられて終わる。その最後の記事は、「当坊隠居屋敷」の石垣の根石を初めて据えた記事である。禅昌は、慶長一七年に禅意へ松梅院主を譲って隠居してこの屋敷に移り、同一八年一二月四日には徳勝院と名乗った<sup>(82)</sup>。これが近世三祠官の一家である徳勝院の創始である。『北野誌』には、妙藏院と同様に松梅院を補助し、神殿職・公文職の二職を世襲した祠官とあり、また、はじめは徳松院と称し、後に松を勝と改めたとある。しかし、徳松院の表記は管見の限り同時代の史料上には確認できない。

禅意に代替りした際の祠官は、出家日記<sup>(83)</sup>慶長一八年正月一日条によれば、禅昌（徳勝院。松梅院隠居）、禅智（妙藏院）、禅意（松梅院）、禅春の四名であった。禅意は寛永一三年（一六三六）に「頓死」するが、その間に「徳勝院跡次」は、禅意の「せかれ禅嘉」が襲う<sup>(84)</sup>。妙藏院禅

智の後継者には禪昌の五男である禪有が養子に入り、隠居した禪智はかつて併呑した真満院の院号を名乗る。また、禪意との関係は未詳であるが、菊満丸が寛永四年（一六二七）一月一二日に初出仕して禪三と名乗り、「新義之院号」である玉松院を与えられている。禪意の「頓死」後に松梅院を継いだ幼い禪珍をはじめとする祠官は、寛永一八年（一六四二）七月八日に「相定社法之事」<sup>(85)</sup>と題する議定書を成文化している。ここでは、禁裏・院・女院などにかかる祈禱時の最花（初穂料）の配分を取り決めているが、「一社中」「社家中」として真満院禪知（禪智）、奉行松梅院禪珍、徳勝院禪薫、玉松院禪三、妙藏院禪有の五名が連署している。かかる推移から、北野社の祠官が「松梅院一類」に収斂、独占され、なかならず松梅院が禪昌によって絶対的な地位を有する祠官筆頭として定着したことを読み取ることができる。

#### おわりに

小稿では、北野社松梅院の祠官筆頭としての社内身分が確立される過程とその特徴について、豊臣政権、ことに関白秀次事件および太閤秀吉最晩年の情勢と関わらせながら考察してきた。その成果は、次のようにまとめることができる。

松梅院禪昌の社家日記は、文禄四年（一五九五）四月二〇日から慶長三年（一五九八）八月一六日という長期の欠落があるが、一冊のみ未刊のまま残されてきた慶長三年八月九月の社家日記によれば、豊臣秀次事件に連座し、「松梅院一類」が牢人したことによるものである。この社家日記は、豊臣秀吉の薨る前日である八月一七日に起筆されるが、それは筆者の禪昌が復権し、松梅院主を継承したことによる。

豊臣秀吉は「北野崇敬の第一人者」と称することができ、また、豊臣家は一族こそって北野社に帰依していた。北野社の祠官は、室町期から時の政権に寄生することにより種々の権益を保障されていたが、豊臣政権にも同様の態度をとった。松梅院は、秀次事件以前には、禪昌の父禪永が院主であったが、豊臣政権によって足利將軍家以来の「御代々之証文」にならない既得権益を保証されるだけでなく、秀吉および豊臣家一族による崇敬の対象として、立願・寄進を受けていた。松梅院禪永は、北野社を代表する祠官として、立願に対する祈禱や、奉加による「造営」に携わり、豊臣政権との親和性を有していた。隠居禪興の女子おさこは関白秀次の側室となり、男子をもうけた。また、秀次は、自らの教養を得る際に北野社周辺における連歌の交流に参与し、連歌師里村紹巴とも親しい関係にあった。

しかし、豊臣政権との親和性のなかで育まれた関白秀次との関係は、松梅院に悲劇を引き起こした。秀次事件では、おさこ母子が三条河原で

処刑されただけでなく、菊亭晴季・山口重勝ら秀次と姻戚関係にある者、里村紹巴・曲直瀬正紹ら親しき者たちにも嫌疑がかけられ、事件の連座者として処罰された。秀次の姻戚である「松梅院一類」も連座する可能性が高く、屋敷に放火されるとの不穏な噂も流れた。「松梅院一類」は連座を怖れて「逐電」し、約三年間、牢人した。

秀吉によるかかる措置は最晩年に撤回され、連座して処罰された者たちが復権する。「松梅院一類」もまた、秀吉が薨する前日に復権した。これを機に、松梅院主は禅昌に代替りした。ほぼ同時に、秀吉が強引に招いた信濃国善光寺如来の帰座が行われるなど、秀次事件以降の措置は撤回されていた。それらの際には秀吉の朱印状が発給されていた。しかし、秀吉の死後に朝鮮からの撤兵を図る朱印状が発給されていることをふまえると、それらが秀吉の意志によるものか、はなはだ疑問が残る。実際には、前田玄以ら五奉行が秀次事件に始まる異常事態の收拾を図ったと考えるのが妥当である。

このような推移は、松梅院の存立に大きな影響を与えた。永正年間（一五〇四―二一）の北野社には一六人の祠官が存在したが、当時の松梅院主である禅光やその子禅興の一社内の地位は不安定であった。他の祠官も決して安定していたわけではなく、中絶するものも現れたが、それらの職は、残る祠官に統廃合されていた。とくに松梅院は、他の祠官の職を併呑して生き残っていた。近世の三祠官の一家である妙藏院も、禅興の弟禅祐が禅乗の養子となって継承し、祠官の統廃合が進められるなかで弘治三年（一五五七）に禁裏御師職を獲得した。そして、文禄年間（一五九二―九六）までに、松梅院禅興の「一類」が五人となった祠官のすべてを占め、北野社の祭祀・運営を担うに至った。

しかし、秀次事件による牢人は、「松梅院一類」を潰滅させかねぬ危機を招いた。復権後に院主となった禅昌は、別当である門跡、門跡のもとに務める目代、祠官のもとにある宮仕らとたびたび争うが、その際に、北野社における松梅院が祠官の筆頭として絶対的な社内身分にあることを主張し、公事においては政権にこれを認めさせ、定着させた。その結果、禅昌が隠居して祠官徳勝院を創出した後の院主である禅意、続く禅珍の時代においても、松梅院は、「二社」を構成する四々五人の祠官の中で筆頭の地位にあったのである。

このように、松梅院禅昌は、豊臣秀次事件への連座による牢人という存立の危機を経ることによって、北野社祠官筆頭としての地位を自覚し、定着させた。北野社において、祠官は、祖父禅興・父禅永の時代からの統廃合の帰結として「松梅院一類」によって独占され、松梅院を唯一の筆頭者として定着させていった。近世の北野社祠官の特徴は、このような松梅院の同族結合を基盤として成立したところにある（図参照）。

ところで、小稿では、三祠官、すなわち松梅院、妙藏院、徳勝院それぞれの成立についても明らかにすることができたが、三祠官による祭祀・

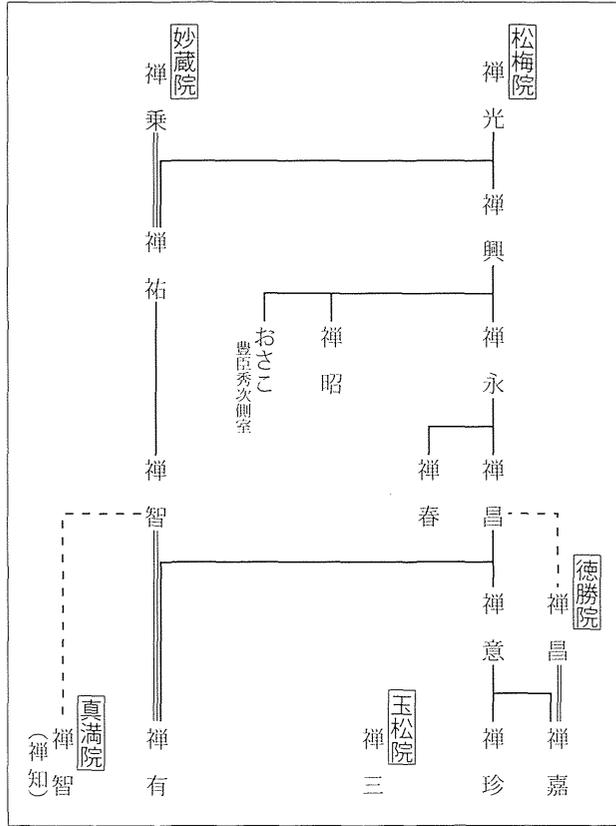


図 北野社祠官・松梅院一類系図  
(寛永18年(1641)以前)

(『北野社家日記』『北野神社文書』により作成)

のは、元禄一四年から享保二〇年の間であることがわかる。

明和五年(一七六八)四月の仮遷宮において先例とされたのは、主には元禄一四年以降の遷宮であり、寛文七年(一六六七)の仮遷宮までさかのぼって参照されたのは極一部である<sup>(89)</sup>。三祠官の体制が定まる時期と、先例とされる祭礼・儀礼の時期とが近接していることになる。

祠官数の増減は、祭祀・運営の諸役分担にも影響したことが予想される。室町期の六綱という存在を想起するならば、祠官の「松梅院一類」への統廃合によって、その員数が満たされない状況が生じている。そのように考えると、北野社における中世移行期には祭祀およびその運営形態に大きな変革があったと見なければならぬ。西山剛<sup>(90)</sup>は、近世以降に重要な北野社祭礼となる瑞饋祭が室町期の三年一請会の系譜になことを指摘している。京都の神社祭礼は、応仁・文明の乱によって中断され、戦国期から近世に再興されたと言われるものが少なくないが、

運営形態が成立するまでを検討することはできなかった。この点についての展望を、小稿に残された課題として最後に述べておきたい。

既に指摘したように、寛永一八年(一六四一)の時点で、祠官には、松梅院・徳勝院・妙藏院に玉松院、真満院の二か院を加えた五家が存在している。近世北野社の遷宮記録を見ると、祠官は、寛文二年(一六六二)「当社御修理訴訟之記録」<sup>(86)</sup>では松梅院(禪珍)、徳勝院(禪嘉)、妙藏院(禪徑)、玉勝院(禪三か)、徳勝院男子二位(禪久)、元禄一四年(一七〇二)「遷宮記」<sup>(87)</sup>では松梅院禪寛、妙藏院禪徑、玉松院瑞禪、侍従(妙藏院男子)梅禪、徳勝院禪哲、享保二〇年(一七三六)「仮遷宮記」<sup>(88)</sup>で松梅院禪深、徳勝院禪哲・中将禪智、妙藏院禪住と推移する。これにより三祠官の体制が定まる

その内実を史料に即して検討する必要がある<sup>(91)</sup>。小稿では、史料制約があるとはいえ、それらの分析が不十分なままである。

そもそも小稿が史料とした松梅院禪昌の社家日記は、他の社家日記と比べると、表題が特徴的である。八冊に「社法引付」、五冊に社家・社務・宮仕を冠した「引付」と表題が付されている。それは、松梅院の祠官筆頭としての地位を主張した禪昌が、後の参考となるように、「社法」や祠官・門跡・宮仕に関する事項で先例とすべきものに留意し、記録したためであろう。禪昌は、院主就任以前から社家日記を書き記しており、後代に参照可能な引付を残すことに熱心であった。しかし、社家日記は禪意の時代に、寛永四年（一六二七）を最後に書き継がれることがなくなった。このことは、それまでの社家日記に記された社法が祭祀・運営上、意味をなさなくなったためではなからうか。このことは、三祠官体制の成立と関連させながら解明しなければなるまい。この意味において、松梅院の祠官筆頭の地位を定着させた禪昌の時代とは、引付としての社家日記が意味を成した最後の時代であったのである。

#### 註

(1) 北野神社社務所編『北野誌』首卷（國學院大學出版部、一九〇九年）。鷺尾順敬「北野神社神仏分離調査報告」（辻善之助・村上專精・鷺尾順敬編『新編明治維新神仏分離史料』七近畿編（二）、名著出版、一九八三年。初出は一九二六年）の叙述も同書からの引用と思われる。以下、『北野誌』とは首巻を指す。

(2) 例えば、竹内秀雄『天満宮』（吉川弘文館、一九六八年）、藤井讓治「北野天満宮の歴史」（京都国立博物館編『北野天満宮神宝展―菅原道真公一〇〇〇年祭記念―』、東京新聞、二〇〇一年）。

(3) 筑波大学附属図書館所蔵北野神社文書（田沼陸校訂『北野神社文書』筑波大学所蔵文書（上）、史料纂集古文書編、続群書類従完成会、一九九七年、一一六号）。以下、田沼校訂書所収の筑波大学附属図書館所蔵北野神社文書は、原本と校合のうえ使用し、出典は単に『北野神社文書』と略記し、その号数を記して示す。

(4) 「引付」（永正一四年正月〜大永七年二月、禪光記。山田雄司・山澤学校訂『北野社家日記』八、史料纂集古記録編、八木書店、二〇一一年）。以下、社家日記は、原表題・年次・筆者を明記し、当該史料を収録する史料纂集古記録編の竹内秀雄校訂『北野社家日記』一〜六（続群書類

従完成会、一九七二〜七三年)、山田雄司校訂『北野社家日記』七(統群書類従完成会、二〇〇一年)、山田雄司・山澤学校訂『北野社家日記』八(八木書店、二〇一一年)、ならびに近く刊行予定の山田・山澤校訂『北野社家日記』九(八木書店)の巻数のみを註記することにする。なお、原本が現在、筑波大学附属図書館に所蔵される場合には、校合のうえ引用する。

(5) 千利休切腹の記事に関する研究に、芳賀幸四郎「利休の切腹とその時代」(『わび茶の研究』、淡交社、一九七八年。初出は一九五二年)、同「千利休」(吉川弘文館、一九六三年)、同「安土桃山時代の文化」(『近世文化の形成と伝統』芳賀幸四郎歴史論集五、思文閣出版、一九八一年。初出は一九六四年)、熊倉功夫「『北野社家日記』と千利休」(『つくばね』筑波大学附属図書館報一〇巻三、一九八五年)などがあるが、中村修也「利休切腹―豊臣政権と茶の湯―」(洋泉社、二〇一五年)が新しい見解を提示している。

(6) 佐藤進一「中世史料論」(『岩波講座日本歴史』二五別巻二、岩波書店、一九七六年)。

(7) 表題欠(慶長三年八〜九月、禪昌記。『北野社家日記』九)。

(8) 竹内秀雄「解題」(竹内秀雄校訂『北野社家日記』六、統群書類従完成会、一九七三年)。

(9) 「引付(康正三年丁丑社家条々引付)」(康正三年二月〜永正一二年六月、永琳院禅慶記。『北野社家日記』七)。

(10) 前掲註(2)竹内著書。

(11) 年欠(天正一五年) 一二月二五日片桐且元書状写(北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料』古文書、北野天満宮、一九七八年、一三四号)。以下、同書から引用する際には、出典を『北野天満宮史料』と略記し、その号数を記して示す。

(12) 年欠(天正一六年) 六月二〇日豊臣秀吉朱印願文(『北野天満宮史料』、一三五号)。

(13) 文禄二年五月二五日木食応其願文(『北野天満宮史料』、一四七号)。

(14) 天正一二年九月三日前田玄以書状写(『北野神社文書』、一八二号)。

(15) 天正一八年五月二六日前田玄以書状写(『北野神社文書』、一九〇号)。

(16) 『北野神社文書』、一八九号。

(17) 『北野神社文書』、一九一号。同史料は、桜井英治『日本中世の経済構造』(岩波書店、一九九六年)が中〜近世移行期における大工職の存在形態の変質を説明するさいの論拠の一つである。

- (18) 天正一七年一二月一日豊臣秀吉朱印状写（『北野神社文書』、一八八号。筑波大学附属図書館所蔵「古文書写」所収）。
- (19) 天正一九年九月一三日豊臣秀吉領知朱印状（『北野天満宮史料』、一四〇号）。
- (20) 『北野天満宮史料』、一四一号。
- (21) 「引付」（天正一九年七〜九月、禪昌記。『北野社家日記』六）。
- (22) 藤田恒春『豊臣秀次の研究』（文献出版、二〇〇二年）、同『豊臣秀次』（吉川弘文館、二〇一五年）。
- (23) 「社法引付」（慶長九年一二月〜一〇年七月、禪昌記。『北野社家日記』六）。なお、竹内秀雄による校訂においても、おさこを禪興の女子に比定している。
- (24) 天正二〇年七月一四日豊臣秀次朱印願文（『北野天満宮史料』、一四二号）。
- (25) 跡部信『豊臣政権の権力構造と天皇』（戎光祥出版、二〇一六年）。
- (26) 堀越祐一『豊臣政権の権力構造』（吉川弘文館、二〇一六年）。
- (27) 矢部健太郎『関白秀次の切腹』（KADOKAWA、二〇一六年）。
- (28) 「社法引付」（文禄四年正〜四月、禪昌記。『北野社家日記』五）。
- (29) 北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料』古記録（北野天満宮、一九八〇年）。以下同様。なお、本史料は、文化四年六月の写で、末尾に宮仕能楽の署名・花押がある。その奥書によれば、北野学堂の「先祖法楽院御筆記」から先祖円覚院、出雲国出石藩仙石家などの関係記事を抄出して清書したもので、天正八年正月二六日から慶長一七年五月一一日の記事を含む。
- (30) 前掲註(27)矢部著書。
- (31) 所三男氏持参文書（愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編一三織豊三、愛知県、二〇一一年。以下、『愛知県史』と略記する）。
- (32) 虎岩玄隆の切腹については、「言経卿記」（東京大学史料編纂所編『言経卿記』九、大日本古記録、岩波書店、一九七五年）文禄四年七月一六日条にも見える。
- (33) 前掲註(22)藤田著書。
- (34) 岸本眞実『兼見卿記』（六）文禄四年自七月至十二月（『ヒブリア』一二三、二〇〇五年）文禄四年七月二六日条。以下、「兼見卿記」の引

用は同翻刻に拠る。

- (35) 上宮寺文書（『愛知県史』）。
- (36) 「北野しゅう梅院の息女おさこ、若君あり」（年欠（文禄四年）八月二日豊臣秀次妻妾等和歌、猪熊文書、『愛知県史』）。同文書によれば、若君は「おちやうさま 一さい、八月一日誕生」である。
- (37) 「兼見卿記」文禄四年八月一五日条。
- (38) 近衛家文書（『愛知県史』）。
- (39) 前掲註(23)史料。
- (40) 筑波大学附属図書館が所蔵する北野社連歌懐紙には文禄五年九月二日「賦何路連歌」が含まれ、ここに禅昌の句が記されている。禅昌が牢人中に北野社で興行される法楽連歌に参じていたことになるが、その真偽も含め、後考を期したい。
- (41) 「社法引付」（慶長六年正〜二月、禅昌記。『北野社家日記』六）。
- (42) 「西笑和尚文案」（『愛知県史』）。
- (43) 慶長三年八月一七日豊臣秀吉朱印知行方目録（『北野天満宮史料』、一五二号）。
- (44) 東京大学史料編纂所編『言経卿記』九（大日本古記録、岩波書店、一九七五年）。以下同様。
- (45) 『愛知県史』。
- (46) 北野神社社務所編『北野誌』首卷（國學院大學出版部、一九〇九年）。
- (47) 山本隆志「北野神社松梅院とその文書——北野天満宮寄進状巻」を中心に——（筑波大学附属図書館編『学問の神』をささえた人びと——北野天満宮の文書と記録——、筑波大学附属図書館、二〇〇二年）。
- (48) 佐々木創「北野社における「奉行」の再定義」（瀬田勝哉編『変貌する北野天満宮——中世後期の神仏の世界——』、平凡社、二〇一五年）は、天文年間以前の「奉行」とは、以後の神事奉行とは異なり、公文所と同意であることを指摘している。
- (49) 山田雄司「初期足利政権と北野社」（山本隆志編『日本中世政治文化論の射程』、思文閣出版、二〇一二年）。
- (50) 三枝暁子「北野祭と室町幕府」（『比叡山と室町幕府——寺社と武家の京都支配——』、東京大学出版会、二〇一二年。初出は二〇〇七年）。

- (51) 佐々木創「中世北野松梅院史の「空白」——松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて——」(『武蔵大学人文学会雑誌』三九—二、二〇〇七年)、同「北野社家引付」を記す人々——なぜ二つの「社家引付」の内容は重複したのか——(『武蔵大学総合研究所紀要』一八、二〇〇八年)。
- (52) 鍋田英水子「中世後期「北野社」神社組織における「一社」(瀬田勝哉編『変貌する北野天満宮——中世後期の神仏の世界——』、平凡社、二〇一五年。初出は一九九七年)。
- (53) 前掲註(9)史料。
- (54) 表題欠(永正一五—一六年、松梅院禪光記。『北野社家日記』八)。
- (55) 「明応九年記、御手洗会之式次第」(明応九—永正七年、永琳院禪慶記。『北野社家日記』七) 六綱人数事条。
- (56) 『北野神社文書』、九五号。
- (57) 明応四年—二月二四日足利義高御判御教書(『北野神社文書』、九〇号)。
- (58) 「引付」(明応四—六年、禪尊記。『北野社家日記』八)。
- (59) 前掲註(23)史料、—二月二五日条。
- (60) 設楽薫「將軍足利義晴の嗣立と大館常興の登場」(『日本歴史』六三一、二〇〇〇年)。
- (61) 『北野神社文書』、一三〇号。
- (62) 清光院が八瀬へ隠居した理由は、前掲註(60)設楽論文によれば、將軍義晴との確執であったと言い、禪興の牢籠とは八瀬への同行であった可能性がある。推定の域を出ないが、天文三年までは禪光の生存が確認でき、禪興の存在が確認できるのが天文六年であるためである。松千代丸の擁立もその間のこととなる。
- (63) 表題欠(永祿三年九月—四年九月、禪興記。『北野社家日記』九)。以下、永祿三年の動向は、同史料による。
- (64) 『北野神社文書』、一五六号(筑波大学附属図書館所蔵「古文書写」所収)。
- (65) 『北野神社文書』、一五九号(筑波大学附属図書館所蔵「古文書写」所収)。
- (66) 『北野天満宮史料』、一〇七号。
- (67) 表題欠(弘治二年正月—三年—二月、禪興記。『北野社家日記』八)。

(68) 前掲註(2)竹内著書の巻末には、「北野社妙藏院系図」が付されている。これによれば、朝日寺別当最珍の後に、祐清、祐縁、祐経、祐繁、祐嘉、真慶、舜慶、立慶と継承された後、光蘭院として乗慶、忠慶、公慶（史実としては足利尊氏・直義の御師職）、ついで真満院として幸尊、幸隆、幸秀、幸忠、幸祐、明祇、そして妙藏院を名乗る禪乘以降へと続くが、これらの相承が養子関係ないし師弟関係でないことは本論により明らかである。

(69) 「日々記」（天正一九年閏正）三月、禪昌記。『北野社家日記』四。

(70) 前掲註(23)史料。

(71) 前掲註(28)史料。

(72) 「引付」（慶長六年三）六月、禪昌記。『北野社家日記』六。六月一六日・一七日条。

(73) 前掲註(23)史料。

(74) 前掲註(72)史料、三月二九日条。

(75) 同右、五月一四日条。

(76) 前掲註(41)史料。

(77) 同右。

(78) 前掲註(72)史料。

(79) 表題欠（慶長七年一）月一）八月正月、禪昌記。『北野社家日記』六。

(80) 慶長一二年九月一〇日口宣案（筑波大学附属図書館所蔵北野神社文書）。

(81) 表題欠（慶長一六年一）二月一）一七年閏一〇月、禪昌記。『北野社家日記』六。

(82) 年欠（慶長一八年）一二月四日天海書状（『北野天満宮史料』、一九八号）。年代は中川仁喜「北野社座配争論における天海の活動―宮仕能閑赦免の取成を通じて―」（『日本史学集録』三四、二〇一一年）の比定に拠った。

(83) 表題欠（慶長一七年正月一）一八年正月、禪意記。『北野社家日記』六。

(84) 「引付」（元和四年一）月一）寛永五年四月、禪意記。『北野社家日記』六。元和九年一）月二八日条。

- (85) 真満院禪知他四院連署定書（『北野神社文書』、二四四号）。
- (86) 北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料』遷宮記録一（北野天満宮、二〇〇〇年）。本史料は、内容から、宮仕の記録と見られる。
- (87) 同右。本史料も、内容から、宮仕の記録と見られる。
- (88) 筑波大学附属図書館所蔵北野神社文書（北野社遷宮記録）。本史料は、松梅院の記録である。
- (89) 筑波大学北野社家記録研究会編（山澤学執筆）「北野社松梅院記録」『明和度遷宮記』について（二）（『日本史学集録』三五、二〇一二年）。
- (90) 西山剛「室町期における北野祭礼の実態と意義」（瀬田勝哉編『変貌する北野天満宮―中世後期の神仏の世界―』、平凡社、二〇一五年）。
- (91) 近年、石川登志雄・地主智彦・宇野日出生編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』（思文閣出版、二〇〇六年）、河内将芳『祇園祭の中世―室町・戦国期を中心に―』（思文閣出版、二〇一二年）、本多健一『中近世京都の祭礼と空間構造―御霊祭・今宮祭・六斎念仏―』（吉川弘文館、二〇一三年）、同『京都の神社と祭り―千年都市における歴史と空間―』（中央公論新社、二〇一五年）などが京都の神社祭礼研究を前進させている。また、北野社祭礼の研究においても、三枝暁子「ずいきみこしと西之京」（『京都天神をまつる人びと―ずいきみこしと西之京―』、岩波書店、二〇一四年）、同右西山論文があり、基礎的研究が進みつつある。